

## 小城公園内露店営業販売実施要項

この要項は、小城公園来場者のサービス向上のため、小城市都市公園条例第3条第3項により、露店営業（小城公園内で行う車両の乗り入れまたはテントによる販売）について定めるものである。

（出店を許可する期間）

1. 毎年3月15日から4月20日及び市が指定する日を除く毎日。

（車両のサイズ）

2. 小城公園で露店営業販売を行うために公園内に車両を乗り入れる場合は、最大2トン車両までとする。

（電気・ガス設備）

3. 飲食の提供に使用するガス、電気等は出店者が準備をすること。

（給排水）

4. 給水及び排水については、公園内行為許可申請をする時に小城市商工観光課と十分に協議を行うこと。

（ゴミ等の処分）

5. 露店営業販売を行う車両若しくはテントにはゴミ箱を設置すること。また飲食物の提供により生じたゴミは全て持ち帰ること。

（元気広場内での飲食）

6. 元気広場での飲食は禁止であるため、元気広場付近で飲食物を提供する場合は購入者に対してその旨の周知を十分に行うこと。

（出店場所）

7. 出店場所については市の指示に従うこと。

（出店時間）

8. 出店時間は、午前9時から午後5時までの間とし、午後5時には搬出まで完了すること。また、連日出店する場合も、毎日夕方5時までには全て搬出を完了すること。

（出店希望者の公募）

9. 出店希望者についてはホームページで公募を行う。

（その他）

10. その他必要な事項は、双方協議の上定める。